



がん診療連携・navi委員会委員

東京女子科大学産婦人科 主任教授（前三重大学医学部産婦人科）田畑 務

三重県におけるシニアナビゲーターの活動紹介

三重県で初のシニアナビゲーターの生川 晴美さんをご紹介します。彼女は三重大学医学部附属病院にて見学を行い、2018年9月に日本癌治療学会よりシニアナビゲーターとして認定されました。認定後にどのような活動を行うか模索していた時、知人の津市議会議員とお話ししたところ、行政の方でも興味を示され、2018年12月に津市の前葉泰幸市長と面会することができました。その際、私も同伴いたしましたところ、前葉市長もこのナビゲーター制度に賛同いただき、シニアナビゲーターの今後の活動拠点として市役所内に場所を借り、月に1回程度ナビゲーターによる患者相談支援を受けられる体制を整えていただけるとなりました。また、市民広報を通して、市民にもナビゲーター制度を広めていただきました。このように、シニアナビゲーターの活動の場を行政の中に置くことは、今後、大変有意義な活動ができるのではないかと期待しております。



左：前葉泰幸市長、中：生川 晴美シニアナビゲーター、右：田畑 務（津市長室にて）

コミュニケーションスキルセミナー開催案内

★2019コミュニケーションスキルセミナーin福岡①

日時：6月8日(土) 12:00~16:00
会場：福岡国際会議場 411+412
事前参加申込：2019年3月1日~4月30日

★2019コミュニケーションスキルセミナーin札幌

日時：7月21日(日) 12:00~16:00
会場：北海道がんセンター 大講堂
事前参加申込：2019年5月1日~6月30日

★2019コミュニケーションスキルセミナーin福岡②

日時：10月26日(土) 8:00~11:30
会場：福岡国際会議場

第57回日本癌治療学会学術集会（開催予定）

★10月24日（木）

認定がん医療ネットワークナビゲーターによる
検証ワークショップ

★10月25日（金）

認定がん医療ネットワークナビゲーター
地域指導責任者・実地見学施設説明会

★10月26日（土）

認定がん医療ネットワークナビゲーターと委員による
相互交流会

私は2016年よりがん医療ネットワークナビゲーターを取得し、現在はシニアナビとして活動しております。活動場所は職場の「保険薬局」です（写真①）。保険薬局は現在大きく変化しつつあります。処方箋を調剤し投薬後の患者さんの薬物療法において医師や看護師へ情報を提供するだけでなく、地域包括ケアの中において処方箋を持たない地域住民の方に適切な情報を提供し、地域包括支援センターや介護事業所、訪問看護ステーションなど適切な場所に繋ぐことが求められています。がんになる確率は2人に1人といわれており、保険薬局はほとんどのがん患者さんが訪れる場所でもあります。私は地域のがん患者さんにも寄り添うことができる場所の一つとして保険薬局が機能するのではないかと考えがんナビを取得しました。



当薬局にはシニアナビの薬剤師が1名、がんナビが6名（4名は非薬剤師、2名は薬剤師）在籍しております（写真②）。投薬を待つ患者さんや介護用品を配達した折にがんナビががんの相談を受けることがあります。その中で薬物療法や医療費などのご相談を受けた時、ナビはシニアナビに繋ぎ、そこからシニアナビががん相談支援センターや化学療法室、医師や看護師、ソーシャルワーカーなど適切な場所へ繋がります。薬剤師として患者さんと接する機会が多いのですが、がんナビになってから一見、副作用や治療法に関する内容かと思われるご相談が実は別の悩みなどに行きつくことが多いと最近は感じています。



私たちの合言葉は「3分患者さんの話に耳を傾けること」。がんナビ取得におけるコミュニケーションセミナーを受講した経験とマギーズ東京というがん患者さんの拠り所へ見学に行った際に得た言葉です。お話をするだけで「よかった」と言っていただけでも多いことから薬局内に小さな「ガーベラ」というサロンを設け、待合室とは別に少し落ち着いて過ごせるスペースを作りました（写真③）。サロン内には別府医療センターのがん相談センターから提供いただいたパンフレットや、がんに関する書籍などを置いています（写真④）。書籍に関してはがんナビとしてがん相談センターのMSWさんと図書館に訪問した際に推薦図書として挙げられたものを中心に購入しました。現在はそこで化学療法や透析の帰りに訪れる方もいらっしゃいます。



地域のがんサロンへお誘いしたり、がん患者支援団体の賛助会員としてイベントに参加したりお手伝いをしています。耳を傾けるだけでなくこういった「繋げる」活動ができるのは地域がん拠点病院のがん相談支援センターとの顔の見える関係が構築されているからでもあります。お互い本業がある中で、つかず離れずの良い関係ができるのはがんナビを取得したおかげでもあると感じています。がん相談支援センターからは定期的に勉強会やがんに関する情報もメールで情報提供いただいております。知識のブラッシュアップにもつながっています。

多くの薬局にがんナビが存在し、患者さんに寄り添える場所が増えるように、まずは自分の地域から薬局全体で努力したいと思っています。

私は、行政書士として宮崎県で10年、福岡県で4年の実務経験を有しています（遺産相続、遺言、成年後見、借金、離婚、生活保護、就職相談）。また医療機関に15年ほど勤務していましたので、医療制度についてわかる範囲でお答えしてまいりました。今回は40年ぶりの大改正となる相続についてお話します。

1. 相続に関して主にどのような点が変わったの？

配偶者居住権や自筆証書による遺言書の保管制度など新たな制度が設けられました。相続に関するトラブルを防ぐために、民法では、誰が相続人となり、また、何が遺産にあたり、被相続人の権利義務がどのように受け継がれるかなど、相続の基本的なルールが定められています。この民法の相続について規定した部分を「相続法」と言います。相続法は、昭和55年（1980年）に改正されて以降、大きな改正は行われていませんでしたが、高齢化の進展など社会環境の変化に対応するため、約40年ぶりに大きな見直しが行われました。今回の相続法の改正の主な内容は次のとおりです。

①配偶者居住権を創設、②自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能に、③法務局で自筆証書による遺言書が保管可能に、④被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求が可能に、など。

①「配偶者居住権」の創設

配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた場合に、終身または一定期間、その建物を無償で使用することができる権利です。

これは、建物についての権利を「負担付きの所有権」と「配偶者居住権」に分け、遺産分割の際などに、配偶者が「配偶者居住権」を取得し、配偶者以外の相続人が「負担付きの所有権」を取得することができるようにしたものです。上記のとおり、配偶者居住権は、自宅に住み続けることができる権利ですが、完全な所有権とは異なり、人に売ったり、自由に貸したりすることができない分、評価額を低く抑えることができます。このため、配偶者はこれまで住んでいた自宅に住み続けながら、預貯金などの他の財産もより多く取得できるようになり、配偶者のその後の生活の安定を図ることができます。

例：相続人が妻と子1人、遺産が自宅（2,000万円）と預貯金3,000万円だった場合

妻と子の相続分＝1：1 妻2,500万円、子2,500万円

※配偶者居住権を取得した場合、その財産的価値相当額を相続したものと扱われます。

②自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能に

これまで自筆証書遺言は、添付する目録も含め、全文を自書して作成する必要がありました。その負担を軽減するため、遺言書に添付する相続財産の目録については、パソコンで作成した目録や通帳のコピーなど、自書によらない書面を添付することによって自筆証書遺言を作成できるようになります。

③法務局で自筆証書による遺言書が保管可能に

自筆証書による遺言書は自宅で保管されることが多く、せっかく作成しても紛失したり、捨てられてしまったり、書き換えられたりするおそれがあるなどの問題がありました。そこで、こうした問題によって相続をめぐる紛争が生じることを防止し、自筆証書遺言をより利用しやすくするため、法務局で自筆証書による遺言書を保管する制度が創設されます。

④被相続人の介護や看病に貢献した親族は金銭請求が可能に

相続人ではない親族（例えば子の配偶者など）が被相続人の介護や看病をするケースがありますが、改正前には、遺産の分配にあずかることはできず、不公平であるとの指摘がされていました。

今回の改正では、このような不公平を解消するために、相続人ではない親族も、無償で被相続人の介護や看病に貢献し、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合には、相続人に対し、金銭の請求をすることができるようにしました。

2. そのほかに改正された点は？

今回の改正では、このほかにも実情に合った様々な方策が盛り込まれています。

・配偶者短期居住権：

配偶者短期居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に居住していた場合に、遺産の分割がされるまでの一定期間、その建物に無償で住み続けることができる権利です。

配偶者短期居住権は、被相続人の意思などに関係なく、相続開始時から発生し、原則として、遺産分割により自宅を誰が相続するかが確定した日（その日が相続開始時から6か月を経過する日より前に到来するときには、相続開始時から6か月を経過する日）まで、配偶者はその建物に住むことができます。

また、自宅が遺言により第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には、その建物の所有者が権利の消滅の申入れをした日から6か月を経過する日まで、配偶者はその建物に住むことができます。

・自宅の生前贈与が特別受益の対象外になる方策：

結婚期間が20年以上の夫婦間で、配偶者に対して自宅の遺贈または贈与がされた場合には、原則として、遺産分割における計算上、遺産の先渡し（特別受益）がされたものとして取り扱う必要がないこととしました。

すなわち、改正前には、被相続人が生前、配偶者に対して自宅の贈与をした場合でも、その自宅は遺産の先渡しされたものとして取り扱われ、配偶者が遺産分割において受け取ることができる財産の総額がその分減らされていました。そのため、被相続人が、自分の死後に配偶者が生活に困らないようにとの趣旨で生前贈与をしても、原則として配偶者が受け取る財産の総額は、結果的に生前贈与をしないうちと変わりませんでした。

・遺産の分割前に被相続人名義の預貯金が一部払戻し可能に：

改正前には、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済など、お金が必要になった場合でも、相続人は遺産分割が終了するまでは被相続人の預貯金の払戻しができないという問題がありました。

そこで、このような相続人の資金需要に対応することができるよう、遺産分割前にも預貯金債権のうち一定額については、家庭裁判所の判断を経ずに金融機関で払戻しができるようにしました。

3. いつから施行されるの？

公布の日から1年を超えない範囲で、政令で定める日から施行されます。新たな相続法は、原則として公布の日（平成30年7月13日）から1年を超えない範囲内で、政令で定める日から施行されます。

もっとも、例外として、(1) 自筆証書遺言の方式緩和については、平成31年1月13日から施行される一方、(2) 配偶者居住権（配偶者短期居住権を含む。）に関する規定や

(3) 遺言書保管制度については、公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行されます。

・民法による相続のルールとは？

遺産相続は遺言書がある場合には、その内容が優先されますが、遺言書がない場合などは、民法が定めた下記のようなルールに基づいて、遺産分割が行われます。

相続の順位（法定相続人）について：

例えば、被相続人に配偶者及び子がいる場合には、被相続人の配偶者と第1順位である子、またはその孫・ひ孫が相続人となります。

この場合に、子も、孫・ひ孫もないときには、被相続人の配偶者と第2順位である父母・祖父母等が相続人となります。そして、子、孫・ひ孫、父母・祖父母等もないときには、被相続人の配偶者と第3順位である兄弟姉妹または甥・姪が相続人になります。

・相続する割合（法定相続分）について：

相続人 相続する割合

配偶者のみ 配偶者100%

配偶者と子 配偶者2分の1、子（全員で）2分の1

配偶者と父母 配偶者3分の2、父母（全員で）3分の1

配偶者と兄弟姉妹 配偶者4分の3、兄弟姉妹（全員で）4分の1

※子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

| | シニアnavi | navi | e-LEARNING 受講者 | 受講者数 |
|------|---------|------|-------------------|------|
| 北海道 | 4 | 22 | 5 | 28 |
| 青森県 | | 1 | 1 | 2 |
| 岩手県 | | | 1 | 1 |
| 宮城県 | | | 1 | 1 |
| 秋田県 | | 1 | | 1 |
| 山形県 | | | 2 | 2 |
| 福島県 | | 3 | 4 | 7 |
| 茨城県 | | 1 | 1 | 2 |
| 栃木県 | | 2 | | 2 |
| 群馬県 | 9 | 11 | 13 | 32 |
| 埼玉県 | 3 | 5 | 21 | 28 |
| 千葉県 | | 2 | 13 | 14 |
| 東京都 | 2 | 11 | 36 | 49 |
| 神奈川県 | 2 | 4 | 17 | 23 |
| 新潟県 | 1 | | 6 | 7 |
| 富山県 | | | | 0 |
| 石川県 | | 1 | 2 | 3 |
| 福井県 | | 1 | | 1 |
| 山梨県 | | | | 0 |
| 長野県 | | | 3 | 3 |
| 岐阜県 | 1 | 2 | 3 | 5 |
| 静岡県 | | 3 | 3 | 6 |
| 愛知県 | | 2 | 13 | 15 |
| 三重県 | 1 | 3 | 1 | 5 |

| | シニアnavi | navi | e-LEARNING 受講者 | 受講者数 |
|------|---------|------|-------------------|------|
| 滋賀県 | 2 | 1 | 3 | 5 |
| 京都府 | 2 | 1 | 1 | 3 |
| 大阪府 | 2 | 4 | 18 | 23 |
| 兵庫県 | 2 | 2 | 3 | 7 |
| 奈良県 | | | 1 | 1 |
| 和歌山県 | | | | 0 |
| 鳥取県 | | | | 0 |
| 島根県 | | | | 0 |
| 岡山県 | | 4 | 6 | 10 |
| 広島県 | 3 | 5 | 5 | 12 |
| 山口県 | | | 3 | 3 |
| 徳島県 | | | 1 | 1 |
| 香川県 | | 1 | 1 | 2 |
| 愛媛県 | | 5 | 3 | 8 |
| 高知県 | 1 | 1 | | 2 |
| 福岡県 | 5 | 29 | 162 | 197 |
| 佐賀県 | 1 | 1 | 10 | 12 |
| 長崎県 | | 5 | 8 | 13 |
| 熊本県 | 13 | 12 | 41 | 63 |
| 大分県 | 1 | 10 | 22 | 33 |
| 宮崎県 | | 1 | | 1 |
| 鹿児島県 | | 2 | 6 | 8 |
| 沖縄県 | | 1 | 6 | 7 |
| 合計 | 55 | 160 | 446 | 648 |

2019.3.31現在

シニアnavi・naviは13名重複あり

編集：広報ワーキンググループ委員長：矢野篤次郎(別府医療センター副院長)

連絡先：一般社団法人日本癌治療学会 navi@jsco.or.jp